

## 始良市立中学校 いじめ重大事態報告書 【概要版】

本報告書は、令和5年度に発生したいじめの重大事態について、始良市内の学校における再発防止に資することを目的として、公表のための概要版として作成したものである。

### 1 事案及び調査の概要

#### (1) 事案の概要

Aは令和5年4月中旬ごろから、Bから「キモイ」「死ね」などの暴言や肘で体を強く押されるなどの嫌がらせを受け、登校すると頭痛や腹痛を起こすようになった。6月14日、BはAに謝罪をした。その後Bは、友人にAのことを不登校にさせたという趣旨の発言をした。CはBに対し、Aの名前が変わっているという趣旨の発言をした。これらの発言を他の生徒から聞いたAは体調不良になり、同日昼頃に早退した。

Aは、6月19～23日は、校内の別室に登校することができたが、6月26日から登校できない状態となった。Aは、6月26日、6月28日に医療機関を受診し、「適応障害」「抑うつ状態」と診断された。その後もAは登校できない状態が続き、令和5年11月16日、Aの保護者代理人弁護士より、いじめの重大事態の申立てがなされ、学校は本件を重大事態の疑いがあるとして、教育委員会に報告した。同月20日、教育委員会は本件をいじめの重大事態と認定し、法28条に基づき、専門委員会に対し、重大事態に係る案件として諮問した。

なお、上記は、学校からの資料及びAの訴えに基づいて作成した事案の概要であり、専門委員会が認定したいじめの有無の判断を含む具体的事実については、後述する。

#### (2) 調査を行う組織

調査の主体を、始良市教育委員会、調査を行うための組織を「始良市いじめ対策専門委員会（臨床心理士、学識経験者、弁護士、社会福祉士、医師の5名）」とした。

#### (3) 調査の対象と方法

調査の実施にあたり、教育委員会を通じて学校から提出された資料の内容を整理し、A、B、C及びその保護者、Aがいじめと申し出ている事実を目撃した可能性のある同じクラスの生徒6人、当該校の管理職、関係職員、教育委員会からの個別の聞き取り調査を実施した。

また、当時A、B、Cが在籍していた学級の全ての生徒に対し、匿名回答によるアンケートを実施した。

### 2 調査結果及びいじめに対する対応の検証

#### (1) いじめの有無

本件におけるAの訴え（以下の8件の行為）についての事実関係等の調査を行った。

- ① 帰りの会の前にBから「なんかしゃべれよ」「死ね」と言われ、机の上にあった白い紙をくしゃくしゃにして靴の中に入れられた。
- ② Bに靴箱のところで指を指して「キモイ」「マジ死ね」と言われた。

- ③ Bに渡り廊下や廊下で押されて「ジャマ」と言われたり、「あいつがちキショクない？まじ死ねよ（笑）」と言われたりした。地区総体の時にも、廊下でぶつかられることがあった。
- ④ 修学旅行の野球観戦中に、Bから「まじキモイ」「ブス」「デブ」と言われ、無視したら「無視すんな、がちキショい。死ね。」と言われた。
- ⑤ Bが友人に対してAのことを「不登校にさせた」と発言した。
- ⑥ CがAの名前について、キラキラネームみたいで変な感じと言った。
- ⑦ 給食の際、Aがおかわりをしたら、Bから「自分の食べる分が減るから増やすなよ」と言われたり、「あいつデブなのによく食べるな」と笑われたりした。
- ⑧ ①～⑦以外でも数えきれないほど「死ね」「まじキモイ」などの暴言を吐かれた。

聞き取り調査の結果、以下の行為を事実として認定し、Aに対するいじめとして判断した。

- ・ 帰りの会の前にBがAに対して、「死ね」と言った。
- ・ Bが友人に対してAを「不登校にさせちゃった」と発言した。
- ・ CがBに対して、Aの名前に対して、「キラキラネームみたいで変な感じ」という趣旨の発言をした。

その他の訴えについては、具体的な事実について関係者の記憶が曖昧であったり、行動態様について当事者の言い分が異なっていたり、関係者からの具体的な証言が得られなかったりしたため、事実認定の基礎とすることはできなかった。

## (2) 学校の対応の検証

本件について、学校は、基本的にはいじめ防止基本方針に従った対応を行っており、担任が定期的に家庭訪問を行い、Aの学習支援やスクールカウンセラーの紹介などAに対する支援は十分になされていた。しかしながら、以下については、学校の対応には改善すべき点がある。

### ① 被害生徒側の訴えの確認と調査不足

今回の重大事態調査において、Aから学校が把握していなかった新たないじめの訴え（給食時の件、その他の暴言）があった。また、学校から得られた資料によれば、いじめの重大事態についてはBに関する記述のみでCに関する記述はなかったが、Aは、専門委員会の聞き取りに対して、不登校の原因となっているのは、Bの行為のみならず、Cの行為も原因となっていると述べ、C及びその保護者に対する聞き取り調査を希望した。Aが当初は、給食時のことや他の暴言について被害を訴えていなかったとしても、AはBから謝罪を受けた後も不登校が続いているのであるから、学校としては、被害生徒から一度被害の訴えを聞いて終わりとするのではなく、他にも嫌なことがなかったかななどを、機会を見て尋ねるなど、いじめについて積極的に認知すべきであった。Cの行為についても、令和5年6月14日時点で、Aの保護者から訴えがあり、いじめの調査を行っているのであるから、学校としてCの行為についても重大事態との関わりを検討すべきであった。

重大事態調査が開始されるまでの間、学校において本件に関するいじめアンケート

は実施されなかったが、A及びAの保護者の希望により専門委員会において、いじめアンケートを実施するに至った。学校は、当事者、関係者への聞き取りをして調査を終了するのではなく、聞き取り調査で十分な調査結果が得られなかった場合には、被害生徒やその保護者の希望も踏まえながら、アンケート調査を実施するなど、いじめについての丁寧な調査が求められる。

② B、C及びその保護者への指導、調査の進捗状況についての情報が保護者と共有できていなかった

専門委員会の聞き取りに対し、Aの保護者は、学校のB、C及びその保護者に対する指導内容を知りたいと述べている。

この点について、担任は、B、C及びその保護者への指導をその都度報告していたと述べたが、Aの保護者は、その指導内容について報告を受けていないと主張している。

そうすると、担任とAの保護者との間において、B、C及びその保護者への指導内容の報告について、コミュニケーション不足がうかがえる。令和5年6月から重大事態の申立てのあった同年11月までの間、いじめによる不登校の状態が続いていたのであるから、学校としては、定期的に、B、C及びその保護者への指導や調査の進捗状況について、Aの保護者が納得のいく方法で報告すべきであった。

③ 保護者を交えた話し合いの場を設定すべきであった

Aの保護者は、本件について保護者を交えた話し合いの場を設けることを希望しており、B、Cの保護者もAの保護者に対して謝罪しなくてもよいのかと学校に尋ねていた。本件では当事者双方が保護者を交えた話し合いの場を希望していたにも関わらず、BがAに直接謝罪したために、保護者を交えた話し合いの場はこれまで設定されていなかった。

いじめが学校で発生した場合には、当事者同士の話し合いが、示談交渉など法的解決が問題となる場面を除いては、早い段階で保護者を交えた話し合いの場を設定することが、いじめ問題の解決に効果的なこともある。

本件では、Aはいじめを原因として長期間欠席が続いていたのであるから、学校は当事者同士の謝罪だけで終わらせることなく、どこかのタイミングで保護者を交えた話し合いの場を設定すべきであった。

④ 重大事態の報告が遅れたこと

法28条によれば、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときはいじめの重大事態と認定される。

令和5年6月28日の時点で、学校はAが適応障害と診断されたとの報告を受けている。Aがいじめを原因として欠席してから、遅くとも令和5年9月末時点で、Aの欠席日数は30日以上となっている。Aはいじめを訴えて欠席しており、適応障害と診断されたのであるから、学校としては、令和5年6月28日の時点で重大事態の疑

いがあるとして、教育委員会へ報告すべきであったし、遅くとも、欠席日数が30日を超えた令和5年9月末日時点で、教育委員会に重大事態疑いの報告をすべきであった。

⑤ より早い段階で教育委員会や第三者に相談すべきであった

学校のいじめ防止基本方針全体計画によれば、学校のいじめ対策委員会は、①必要に応じて外部専門家を招聘する、②教育委員会との連携をすることとされている。

校長は、令和5年7月13日、教育委員会に対して、いじめ保険についての文書について相談したが、教育委員会からの聞き取りによれば、学校からは、いじめ文書以外の相談はなかったとのことである。

校長が教育委員会にいじめ保険の文書について相談した時点で、既にAについての重大事態の疑いがあったのであるから、校長はその時点で、本件について教育委員会と事案の共有をするべきであった。

また、早い段階で教育委員会に報告することで、専門委員会などの第三者的な立場から本件の解決に向けて客観的な意見を求めることも可能であったといえる。

(3) 教育委員会の対応の検証

教育委員会は、令和5年11月16日、学校から重大事態の報告を受け、同月20日、本件をいじめの重大事態と認定した。同月24日に市長に重大事態があったことを報告し、法28条に基づき、専門委員会に対し、重大事態に係る案件として諮問した。教育委員会は、令和5年11月16日時点で初めて本件が重大事態であることを認知したのであるから、本件についての教育委員会の対応に不備はない。しかしながら、教育委員会の対応については以下について改善すべき点が見られる。

① より早い段階で本件について介入すべきであった

校長は、本件について令和5年7月13日時点で、教育委員会に対して、いじめ保険についての文書について相談を行っている。いじめ保険の文書をAが求めているということは、Aがいじめ保険の利用を検討していることを意味しており、A及びAの保護者がこの時点で保険の利用を検討するほど悩んでいることは容易に推測できる。そうであるとするならば、教育委員会としては、単にいじめ保険の文書について検討するだけではなく、どうしてAがいじめ保険の利用を検討しなければならぬ状況になっているのか、詳しく学校から聞き取る必要があったといえる。もしその時点で学校から詳しい聞き取りを行っていれば、より早い段階で重大事態調査が行われ、いじめ問題の早期解決に向けて動くことができた可能性があるといえる。

### 3 再発防止に向けた提言

(1) 学校への提言

① 当事者の要望をより丁寧に聞き取り、丁寧な事実調査を心がけること

学校としては、いじめ認知後速やかに調査を行うことが肝要であるが、スピード感を重視するあまり、当事者の要望や事実の聞き取りに不足があってはならない。

いじめの被害を訴える生徒及び保護者から、いじめの訴えをより丁寧に聞き取り、

当事者が何を求めているかについて正確に把握する必要がある。いじめの調査結果を保護者に説明した際、保護者が納得していない部分があれば、追加調査を検討するなど、より丁寧な事実調査を心がけるべきである。

② 保護者を交えた話し合いの場を設けることが、問題の解決に役立つ場合があること

いじめの被害生徒の保護者は、加害生徒の保護者から直接の謝罪が欲しいと思うのが通常である。いじめの加害生徒の保護者についても、被害生徒の保護者に対して謝ったほうがよいのではないかと考えているものの、心情的に当事者同士では直接やりとりをすることが難しい場合がありうる。

本件において、早い段階で加害生徒の保護者から被害生徒の保護者に謝罪がなされていけば、いじめが重大事態となることを避けることができた可能性も否定できない。

このように、いじめの当事者間のコミュニケーション不足により、いじめがより深刻化することについては、絶対に避けなければならない。少なくとも加害生徒の保護者が被害生徒の保護者に対して謝罪の意思があるような場合には、学校が保護者を交えた話し合いの場を設けることにより、いじめ問題が解決に向かう場合があることを指摘したい。

③ いじめの被害生徒及び保護者には、加害生徒及びその保護者に対する指導状況を定期的に報告すること

被害生徒の保護者は、学校が加害生徒及びその保護者にどのような指導をしたのかについては、重大な関心があるのであるから、学校としては、被害生徒の保護者が十分に理解できるまで、より具体的に指導内容を伝える必要がある。特に、いじめ問題が長期化しているような場合においては、加害生徒及びその保護者に定期的に指導を行い、被害生徒の保護者には、その指導状況を定期的に報告していくことが求められる。

④ 学校の全職員が、いじめ重大事態に関する法令等を理解し、重大事態と疑われる事案が発生した場合には、速やかに教育委員会に相談、報告すること

ガイドラインによれば、重大事態とは、事実関係が確定した段階ではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を指しており、この段階から学校の設置者又は学校は対応を開始することを認識しなければならない。また、ガイドラインにおいては、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要であることが指摘されている。調査の結果、いじめと重大な被害との関係が一切認められないなどの結論に至った場合でも、そのことにより遡及的に重大事態に該当しないことになるわけではないので、学校としては、不登校の原因の一つとして、いじめが疑われるときには、躊躇せずに、教育委員会に重大事態の相談、報告をするべきである。

学校としては、全職員に上記重大事態の考え方を周知し、重大事態の疑いがあると判断した場合には、速やかに教育委員会に相談、報告することが重要である。

そのためには、全ての職員が法、基本方針、ガイドライン、生徒指導提要を理解し、いじめの早期発見、早期対応、いじめを重大化させない取り組みをしていくことが必要であり、定期的に、法、ガイドライン、基本方針、生徒指導提要について職員研修を行うべきである。特に、令和6年8月30日に改訂されたガイドラインにおける重大事態調査に関するチェックリストについては、ガイドラインの理解に有効であるので、全職員に配布し、活用されたい。

## (2) 教育委員会への提言

### ① いじめ事案について学校と密に連絡を取り合い、情報共有を怠らないこと

教育委員会は、いじめ事案について学校からの相談、連絡のみに頼ることなく、自ら積極的に学校と密に連絡を取り合い、情報共有を怠らないことが重要である。学校といじめ事案において情報共有を行うことによって、いじめ事案が重大事態となった場合に、学校及び教育委員会が迅速かつ適切に対応していくことが可能となるからである。

不登校事案については、背後にいじめの存在があることが少なくないことから、不登校事案についても、その背後にいじめがないかどうかを自ら積極的に探知していく姿勢が重要である。

学校との情報共有を行っていく中で、学校が保護者対応に苦慮している事案等がある場合には、教育委員会が保護者面談に同席し、保護者への直接の説明を行ったり、学校と保護者との調整を行ったりしていくことも検討すべきである。

### ② 本提言を各学校に周知し、学校及び教育委員会はいじめ及び重大事態の発生の防止に努めること

本件については、重大事態の報告が遅れたことにより、いじめ被害が深刻化したケースであるといえる。教育委員会は、本提言を学校に周知し、改めて重大事態とはどのような場合か、重大事態であると疑われるときには、速やかに教育委員会に報告することを各学校に周知すべきである。

併せて令和6年8月30日に改定されたガイドラインについて、改めて各学校にガイドラインの内容を周知し、いじめ及び重大事態の発生の防止に努めるべきである。

重大事態発生の防止にあたっては、管理職研修等で、重大事態事案や、重大事態となっていない場合でも、学校の対応に問題があり、いじめが深刻化した事案について、フィードバックする機会を設け、どの段階でどのような対応をしていれば、いじめが深刻化することを防ぐことができたかを検討することが重要である。

併せて、(1)で提言した学校との情報共有の中で、学校が対応に苦慮している事案等があれば、専門委員会などの第三者の意見が問題の解決に有効な場合もあるので、専門委員会を積極的に活用されたい。